

11 県の負担を受け入れた団体等の状況

政策上の観点から地方公共団体が任意団体の構成員となり、その必要経費について、構成団体が取り決めた負担割合に応じて構成員として負担している任意団体について、事業の実施状況等を公表しています。

なお、一過性の事業を実施するための任意団体及び令和5年度当初予算において計上した負担金予算額が100万円未満の任意団体は公表の対象から除いています。

区 分		恒常的事業費負担団体	会費負担団体	
団 体 数		45 団体	3 団体	
役職員の状況 (R5.10.1現在)	役 員 数	784 人	97 人	
	うち 県 特 別 職	15 人	1 人	
	うち 県 一 般 職 員	113 人	0 人	
	職 員 数	409 人	8 人	
	うち 県 一 般 職 員	216 人	4 人	
R 5 事 業 計 画	収 入 総 額 A	3,965,610 千円	51,355 千円	
	うち 県 支 出 金	637,266 千円	5,830 千円	
	支 出 総 額 B	4,151,405 千円	51,355 千円	
	収 支 差 額 A - B	△ 185,795 千円	0 千円	
県支出金の状況	R 5 当初予算額	支 出 額	655,315 千円	5,830 千円
		県 費	623,443 千円	5,830 千円
	R 4 当初予算額	支 出 額	886,856 千円	5,830 千円
		県 費	866,615 千円	5,830 千円
	R 4 決 算 額	支 出 額	800,800 千円	5,650 千円
		県 費	790,633 千円	5,650 千円

注：「恒常的事業費負担団体」は、事業を実施するための経費として負担金を支出している任意団体です。

「会費負担団体」は、会費的要素として負担金を支出している任意団体です。